四日市市告示第 3 号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定について(昭和39年4月1日告示第52号)の一部を次のように改正し、平成31年2月25日から施行する。

平成31年 1月 7日

四日市市長 森 智 広

改正後

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第235条第2項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2 項、第3項及び第4項並びに地方自治法 施行令の一部を改正する政令(昭和38年政令第306号)附則第4条の規定に よる指定金融機関、指定代理金融機関及 び収納代理金融機関は次のとおりとする。

四日市市金庫事務取扱規程(昭和13年 四日市市告示第16号)は、廃止する。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 収納代理金融機関 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社大垣共立銀行 株式会社受知銀行 株式会社で京銀行 株式会社中京銀行 株式会社十六銀行 株式会社滋賀銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 東海労働金庫

改正前

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第235条第2項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2 項、第3項及び第4項並びに地方自治法 施行令の一部を改正する政令(昭和38 年政令第306号)附則第4条の規定に よる指定金融機関、指定代理金融機関及 び収納代理金融機関は次のとおりとす る。

四日市市金庫事務取扱規程(昭和13年 四日市市告示第16号)は、廃止する。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 収納代理金融機関 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社大垣共立銀行 株式会社受知銀行 株式会社中京銀行 株式会社中京銀行 株式会社中京銀行 株式会社常額行 株式会社滋賀銀行 モ井住友信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 東海労働金庫

桑名三重信用金庫

イオ信用組合

三重北農業協同組合

鈴鹿農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

株式会社ゆうちょ銀行

桑名信用金庫

イオ信用組合

三重北農業協同組合

鈴鹿農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

株式会社ゆうちょ銀行

(会計管理室)